

令和元年10月1日

記者発表



和み、和らく。
和歌山から
はじまる旅。

医療観光協議会 参画事業者(医療機関・旅行者等)募集のご案内

県では、昨年度計6回開催した「和歌山県医療観光研究会」における意見を踏まえ、「地域医療に影響を及ぼさないこと」を大前提に、和歌山県の医療と世界遺産、自然、温泉、食など和歌山県の誇る観光とを組み合わせたモデル事業の実施・検証を行うため、「医療観光協議会」を立ち上げ、モデルコースの検討、中国での現地プロモーション等の実施及び検証を行う予定です。

については、下記により医療観光協議会の参画者を募集しますので、医療観光に興味のある事業者の方はぜひご応募ください！

応募条件等

県内に事業所を有し、医療観光に既に取り組んでいる又は興味のある医療機関、旅行者及び医療通訳等養成機関。

※医療機関の皆様には、地域医療の質を担保するため、原則、以下の条件を設定し、「外国人患者受入れ体制整備に関する協議会」で審査を行います。

- ・「救急医療」「へき地医療」「周産期医療」「小児救急医療」「災害医療」等の地域医療の分野で社会医療法人の認定要件を満たす程度の実績を持つ医療機関であること。
- ・また、医療観光業務の開始後も、従前通りの地域医療の質・量を保つこと。
- ・医療観光業務については、自治医科大、和歌山県立医科大学の地域医療枠・県民医療枠、近畿大学の和歌山県枠を卒業した医師を従事させずに行うこと。
- ・医療観光業務によって、地域医療を担っている県内の医療機関の医師確保等に支障をきたさないよう十分配慮すること。
- ・厚生労働省の「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に登録意思のある医療機関であること。

応募方法

- (1) 応募期限：令和元年10月18日(金)
- (2) 応募書類：別添医療観光協議会参画応募用紙 1部
※観光振興課ホームページよりダウンロード可能。
- (3) 応募方法：email(ikejiri_d0001@pref.wakayama.lg.jp)又はFAX(073-432-8313)

担当課	観光振興課	医務課
担当者	池尻・小路	南・石田
電話	073-441-2777	073-441-2604

医療観光について

【これまでの取組】

訪日外国人が急増する中、高度医療、健康診断、健康増進を希望するインバウンドを対象とした医療観光の取組を検討するため、医療関係者、観光事業者、旅行エージェント、学識経験者等 14 名で構成する「和歌山県医療観光研究会」を設立し、平成 30 年 6 月から平成 31 年 3 月にかけて計 6 回開催。

◎研究会での主な意見

【医療観光の可能性】

- 将来にわたる和歌山県の人口減少を考え、今のタイミングで、より大きな視点に立って取り組む必要がある。また、外国人観光客の医療ニーズへの対応も必要。
- 和歌山県の医療の将来を考えたとき、医療関係者が熱意をもちながら技術を高める機会の創出が必要。
- 和歌山の強みはある程度先進的な医療があることと、自然や温泉があること。
- 健康診断・人間ドックは医療機関が稼働していない時に受け入れできるので取り組みやすい。

【医療観光への懸念】

- 国民皆保険制度や地域医療制度の根幹を揺るがす可能性がある。
- 国民皆保険は他国にはない重要な制度。この制度に悪影響を与えないか十分に検討が必要。
- 医療観光を進めるうえで、公的・公立病院は地域医療の要であることから、その役割に支障をきたさないよう注意が必要。
- 公立病院で医療観光を進める場合は、地域医療に影響を及ぼさない仕組み作りが必要。
- 地域医療に影響を及ぼさない範囲については、医療関係者による検討会において、将来の医師の地域偏在解消等と合わせて検討

信頼の高い日本の医療と世界遺産、自然、温泉、食など和歌山の誇る観光とを組み合わせ提供することは、新たな魅力として取り組む価値があり、将来の地域医療の堅持や国際貢献につながるものと期待できる。

一方、外国においては、地域医療に悪影響を及ぼしている例もあることから、**「地域医療に影響を及ぼさないこと」**を大前提とし、その実効性を担保する仕組みを考える必要がある。

【今年度の取組】

ターゲット国を中国とし、人間ドックと和歌山県の観光資源とを組み合わせたウェルネスツーリズムのモデル事業を実施

＜具体的な取組内容＞

- ①モデル事業参加機関において、モデル内容を検討し、企画したモデルに基づく中国現地プロモーション活動やモニターツアーを実施

[モデル事業参加機関]

医療機関※、旅行業者、医療通訳等養成機関、県観光振興課・観光交流課・医務課

※参加医療機関には、地域医療の質を担保するため、原則、以下の条件を設定し、②に記載する「外国人患者受入れ体制整備に関する協議会」で審査を行う。

- ・「救急医療」「へき地医療」「周産期医療」「小児救急医療」「災害医療」等の地域医療の分野で社会医療法人の認定要件を満たす程度の実績を持つ医療機関であること。
また、医療観光業務の開始後も、従前通りの地域医療の質・量を保つこと。
- ・医療観光業務については、自治医科大、和歌山県立医科大学の地域医療枠・県民医療枠、近畿大学の和歌山県枠を卒業した医師を従事させずに行うこと。
- ・医療観光業務によって、地域医療を担っている県内の医療機関の医師確保等に支障をきたさないよう十分配慮すること。
- ・厚生労働省の「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に登録意思のある医療機関であること。

② モデル事業実施による地域医療への影響等の検証

「外国人患者受入れ体制整備に関する協議会」にて検証

[委員] 県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県病院協会会長、県看護協会会長、
県福祉保健部技監（健康局長）

③ ②の検証結果を踏まえ、課題整理及び今後の進め方について検討

(別紙様式)

医療観光協議会参画応募用紙

ふりがな			
事業者名			
代表者 役職・氏名			
(本社) 住 所	〒		
ふりがな			
担当者名			
担当者 所属部署名			
(担当者) 直通電話番号	— —	(担当者) F A X 番号	— —
(担当者) メールアドレス			

応募条件等

県内に事業所を有し、医療観光に既に取り組んでいる又は意欲のある医療機関、旅行業者及び医療通訳等養成機関。

※医療機関の皆様には、地域医療の質を担保するため、原則、以下の条件を設定し、「外国人患者受入れ体制整備に関する協議会」で審査を行います。

- ・「救急医療」「へき地医療」「周産期医療」「小児救急医療」「災害医療」等の地域医療の分野で社会医療法人の認定要件を満たす程度の実績を持つ医療機関であること。
- ・また、医療観光業務の開始後も、従前通りの地域医療の質・量を保つこと。
- ・医療観光業務については、自治医科大、和歌山県立医科大学の地域医療枠・県民医療枠、近畿大学の和歌山県枠を卒業した医師を従事させずに行うこと。
- ・医療観光業務によって、地域医療を担っている県内の医療機関の医師確保等に支障をきたさないよう十分配慮すること。
- ・厚生労働省の「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に登録意思のある医療機関であること。